官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○令和七管理年度における特定水産資源（にたりくじら）の採捕の停止に関する件（**農林水産**一四九六）　一
〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**三九三）　一
○ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三九四）　一
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**四）　二
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**一四九七）　二
○保安林の指定をする件（**同**一四九八～一五〇五）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**九二八、九三〇～九三二）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**九二九、九三三）　五
○DNV ASから登録事項の変更の届出があった件（**同**九三四）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**二〇六）　七
○浄化槽の型式を認定した件（**同**二〇七、二〇八）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**一一四、一一五）　八
〔国会事項〕
内閣　復興庁　最高裁判所　東京都　岐阜県　仙台市　八
〔人事異動〕
内閣　復興庁　最高裁判所　東京都　岐阜県　仙台市　八
〔叙位・叙勲〕
内閣　復興庁　最高裁判所　東京都　岐阜県　仙台市　八
〔皇室事項〕
内閣　復興庁　最高裁判所　東京都　岐阜県　仙台市　九
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示一）　九
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配三）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一一二）　九
除籍が滅失した件（同一一三）　九
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、犯罪被害財産支給手続終了決定、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一〇
会社その他　一〇

法規的告示

○農林水産省告示第千四百九十六号

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙2―36に規定するにたりくじら母船式捕鯨業におけるにたりくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。

その他告示

○外務省告示第三百九十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年九月二十四日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年十月六日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年九月二十四日
発行年月日　平成二十八年八月十七日
旅券番号　TR六五三六八二三

○外務省告示第三百九十四号

令和七年九月八日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

令和七年十月六日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億千七百万円
3　署名者
日本側　浅利秀樹在ヨルダン大使
ヨルダン側　ゼイナ・トーカーン計画・国際協力大臣